

平成21年3月9日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 環境部

ア 環境政策課（財政援助団体：津衛生事業協同組合）

監査の結果	津衛生事業協同組合補助金について、平成19年度の支出の中に、業務に関係のない書籍購入など補助対象経費としては妥当を欠くものがあり、仮に同組合の自主財源がこれらの経費に充てられたとしても、本市の補助金は、同組合の自主財源で賄えない経費の全額を補助するものであることから、結果として本市の補助金を充てたことに等しいと言える。そこで、他の年度も含め、同様の支出がないかを調査の上、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	業務に直接関係のない書籍購入等の支出について、同組合に対し、補助金交付指針（公金の使途としての妥当性の視点）を踏まえ、所要の指導を行った。 なお、調査の結果、平成20年度以降においては、同様の支出がないことを確認した。

(2) 久居総合支所

ア 生活課

監査の結果	福祉資金貸付金の滞納について、その滞納額は1,890万円（平成20年8月末日現在）を超えているが、連帯保証人への履行請求をしていなかったことから、連帯保証人への交渉機会を増やし、必要に応じて、履行請求等実効性のある措置を講じられたい。
措置の要旨	債務者や連帯保証人に対し、納付交渉を行い、平成20年度は215万3,090円、平成21年度（平成22年3月末日現在）は132万1,725円を徴収した。

(3) 安濃総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	安濃町福祉バスについて、各地区1週間に1回、それぞれ午前3本・午後2本の計5本を運行しているが、一部の地区においては、1か月（5週）で午後の便、計10本の運行に対する利用者累計が1人であるなど、利用率が非常に低い地区・時間帯があることから、早急に運行計画を見直されたい。
-------	---

措置の要旨	安濃町福祉バスは、平成22年3月末日をもって廃止し、同年4月1日から津市コミュニティバスとして運行している。コミュニティバスの運行計画の策定に当たっては、安濃地域の公共交通を考える懇談会における検討結果を踏まえて、従来の福祉バス運行計画の一部路線の廃止、統合など所要の見直しを行った。
-------	--

(4) 香良洲総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

監査の結果	同課の職員は、ふれあいのかおり実行委員会の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、同委員会の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、同委員会の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。
措置の要旨	同実行委員会の自立を促しており、預金通帳については、事務局の香良洲漁業協同組合において保管している。

(5) 市立保育園

ア ひとみね保育園

監査の結果	ひとみね保育園における保育所入所負担金の滞納について、その滞納状況は、26件、189万1,400円（平成21年2月3日現在／こども家庭課調べ）であるが、滞納者と接する機会が最も多く、その事情に精通した保育園において、積極的な納付指導により、早期に回収するよう努められたい。
措置の要旨	平成21年2月に私立保育所とこども家庭課が収納事務に関して委託契約を締結したことを機に、当園で実施してきた納付指導や収納の取扱いについて、一層積極的に取り組んでおり、特に高額滞納者に対しては、同課と連携し、児童の降園時などの機会をとらえて、保護者との面談を行い、納付指導を行っている。 また、卒園や退園などにより納付意識が低下することも懸念することから、納付遅滞が確認された場合には、早期に当園で

	<p>の納付指導に着手している。</p> <p>監査の結果に係る滞納額について、平成22年3月末日までの徴収額は、29万5,000円である。</p>
--	--

(6) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	<p>私立幼稚園協会補助金の執行について、平成19年度実績報告書を見たところ、同協会の主な事業である教育研修の参加者数などが報告されておらず、充当経費とされる「事務費」(12万円)の内容も明らかでないことから、適正かつ効率的に補助金を使用したことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。</p>
措置の要旨	<p>主な研修事業における参加人数の報告を受けるとともに、充当経費に係る資料の添付や必要に応じて聞き取りを行うなど、事業内容等を把握した。</p>

イ 生涯学習課

監査の結果	<p>団体事務の関与の見直しについて、同課の職員は、津市PTA連合会等の団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。</p>
措置の要旨	<p>PTA連合会については、会長らが事務局体制の在り方について協議を行い、今後5年をめどに事務局の自立を目指していくことを確認した。この方針に基づき、同連合会では、平成21年度に会計業務を担当する事務員1人を雇用した。</p>